

西中国信用金庫

〈非居住者円普通預金〉商品概要説明書

平成25年 5月 1日現在

1. 商品名	・非居住者円普通預金
2. 販売対象	・非居住者（個人の方および法人）
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入	
(1) 取扱通貨	・円
(2) 預入形態	・ステートメント（照合票）方式とし、通帳の発行は行ないません。
(3) 預入単位	・1円
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	
(1) 適用利率	・変動金利 （毎日の最終残高について、当金庫所定の利率を適用します。）
(2) 計算方法	・付利単位を1円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算。
(3) 利払時期	・毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
7. 税金について	・個人・法人とも、利息には「利子所得」として分離課税（国税15%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。非居住者内国法人については地方税の特別徴求を行います。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、国税15.315%の税金がかかります。
8. 金利情報の入手方法	・詳細については窓口へご照会ください。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

<p>10. その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・ 非居住者の方(非居住者内国法人を除く)は、地方税5%については対象外(非課税)となります。
<p>11. 非居住者の 判定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳しくは、当金庫外国為替グループへご照会ください。